

高知くらしの護身術

131

パチンコ攻略法

返金認められた判例も

(2009年5月19日掲載原稿)

「攻略法無料進呈」等のパチンコ雑誌広告を見て電話をかけた。

すると「必ず勝てる」「百万円の借金を1年で返した人がいる」とか「パチンコ台製造メーカーから入手した情報で確実に勝てる」などと勧誘されて情報料20万円を支払った。

ファクスでもらったチャンスボタンの操作方法に基づいて打つが、全く勝てず苦情を言うと「あと50万円出せばもっと簡単で確実な方法がある」と更に金を振り込むよう要求される。しかし、やはり勝てず騙されたと思い返金を申し出ると「すでに情報は伝えている」と応じてくれない。

最近のこれら「パチンコ攻略情報」に関する相談に共通しているのが、あたかも法務局に商業登記した法人のように株式会社〇〇社と表示していますが、ほとんどが登記していないということです。

そればかりでなく、所在地も私書箱の設置場所で事務所はありません。当センターが返金の斡旋に入っても、ある日突然、電話が不通になって連絡が取れなくなります。

パチンコ攻略情報も売買契約になりますので将来において変動が不確実な断定的判断を提供されて契約した場合は消費者契約法で取消し返金が認められた判決も相次いでいます。

判例の中で「不正な方法か機器の設計ミスを利用しない限り確実に勝つ方法はない」とか「パチンコに確実に勝つ方法は存在しない」と明確に述べています。

ただ、実際問題として訴訟で返金を勝ち取るには登記された法人の場合で、私書箱を表示しているような相手には難しいと思います。「馬には乗っても上手い話には乗るな」との戒めを思い出して下さい。もう一度考えましょう。